

JIS

製品規格で環境課題を記述するための 作成指針

JIS Q 0064 : 2014
(ISO Guide 64 : 2008)
(JSA)

平成 26 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	稲 葉 敦	工学院大学
(委員)	伊 藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	大 橋 守	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	窪 塚 孝 夫	公益社団法人自動車技術会
	高 久 昇	一般財団法人日本規格協会
	田 中 護 史	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	土 肥 義 治	独立行政法人理化学研究所
	中 西 英 夫	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	野 口 祐 子	森・濱田松本法律事務所
	長谷川 英 一	一般社団法人電子情報技術産業協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.3.20 改正：平成 26.1.20

官 報 公 示：平成 26.1.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	3
2 用語及び定義	3
3 基本原則及びアプローチ	5
3.1 一般	5
3.2 基本原則	5
3.3 アプローチ	8
4 環境課題を系統的に取り扱うために製品規格において考慮すべき環境側面	9
4.1 一般的な考慮事項	9
4.2 インプット	10
4.3 アウトプット	10
4.4 その他の関係する課題	11
5 系統的なアプローチによる製品の環境側面の特定	12
5.1 一般	12
5.2 製品の環境側面及び環境影響を特定するためのデータ収集	12
5.3 環境チェックリスト	13
5.4 環境チェックリストと原案作成の手引との関係	14
6 製品規格に環境規定事項を取り入れるための手引	15
6.1 一般	15
6.2 取得	15
6.3 生産	16
6.4 製品の使用	17
6.5 使用済みの段階	19
6.6 輸送	20
附属書 A (参考) 技術分野別の環境ガイドの開発	21
附属書 B (参考) 規格に環境規定事項を導入した例	24
参考文献	31
解 説	33

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Q 0064:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

製品規格で環境課題を記述するための作成指針

Guide for addressing environmental issues in product standards

序文

この規格は、2008年に第2版として発行されたISO Guide 64を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

全ての製品は、例えば、資源の採取、原材料の取得、生産、流通、使用（適用）、再使用、最終処分を含む使用済みの製品の処理など、そのライフサイクルの全ての段階を通じて、環境に影響を及ぼす。これらの影響は、軽微なものから重大なものにまで及び、短期間又は長期間のこともあり、かつ、地球規模、地域的又は局所的レベルで発生する。製品の環境影響は、製品規格で規定する項目及び内容（以下、規定事項という。）に、影響を受けるものである。

製品寿命の全ての段階で生じる、環境に対する製品の起こり得る有害な影響を低減する必要性が、世界中で認識されている。製品の潜在的な環境影響は、製品規格の中で環境課題を考慮すれば、減らすことができる。

この規格は、製品規格の作成に関与する全ての人々を対象として、持続可能な国際貿易を促進しつつ、環境課題に注目を集めることを意図しており、非関税障壁となることは意図していない。規格作成者が環境の専門家になることは期待されていないが、規格作成者がこの規格を使用することによって、次の事項が奨励される。

- － 検討中の製品に関する基本的な環境側面及び環境影響を特定し、かつ、理解する。
- － 製品規格を通じて環境課題を取り扱うことが、可能な段階及び不可能な段階を決定する。

様々な環境側面は、ある製品のライフサイクルの中で決定することができる。しかしながら、これらの側面の特定及びその影響の予測は、複雑なプロセスである。製品規格を作成するときは、製品がそのライフサイクルの様々な段階で、環境にどのように影響するかの評価を、規格開発のプロセスの可能な限り早い段階で確実に実施することが重要である。この評価の結果は、規格において、規定事項を特定する上で重要である。製品規格の作成者（以下、規格作成者という。）が、適用される全ての国、地域又は地方の製品に関連する法令への順守を積極的に配慮することが期待される。

この規格は、**図1**に示すような、製品によって引き起こされ得る環境に対する起こり得る有害な影響の削減を推進するための、ライフサイクル思考（**3.2.1**参照）の原則に基づいた段階的なアプローチを提案する。